

発行元/藤崎社会保険労務士・藤崎行政書士事務所

## 藤崎労務士事務所便り

連絡先：〒892-0852

鹿児島市下竜尾町13-13 フジサキビル2F

藤崎社会保険労務士事務所/藤崎行政書士事務所

電話：099-811-5895

FAX：099-811-5666

e-mail：daishin-fujisaki0901@btvm.ne.jp



### 令和5年1月から協会けんぽの様式が変更されます

#### ◆令和5年1月から新様式へ

協会けんぽが、令和5年1月以降の各種申請書（届出書）の新様式を公表しています。よりわかりやすく、より記入しやすく、より迅速な給付等を目的に、次のような変更が行われています。

○文字の読み取り精度向上のため、マス目化した記入欄を増加

○記入しやすいように、記述式の部分を選択式に変更

新様式は、協会けんぽのホームページからダウンロードが可能です。協会けんぽ都道府県支部へ郵送を依頼しても入手できます。また、ホームページでは今回の様式変更に関するリーフレットも公表されています。

なお、令和5年1月以降も旧様式を使用することはできますが、この場合は事務処理等に時間を要することがあるとしています。

#### ◆変更となる主な様式

変更となる主な申請書（届出書）は以下のとおりです。1月を迎えてからあわてて対応せず済むように、関係する従業員への周知等、今から準備しておくことで安心です。

##### 【健康保険給付関係】

- ・傷病手当金支給申請書
- ・療養費支給申請書（立替払等）
- ・療養費支給申請書（治療用装具）

- ・限度額適用認定申請書
- ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ・高額療養費支給申請書
- ・出産手当金支給申請書
- ・出産育児一時金支給申請書
- ・出産育児一時金内払金支払依頼書
- ・埋葬料（費）支給申請書
- ・特定疾病療養受療証交付申請書

#### ◆従業員の方へも事前周知を

任意継続関係など従業員自身が申請書を用意するときこともあるかと思います。様式が新しくなることを事前に周知されておくといいでしょう。

##### 【任意継続関係】

- ・任意継続被保険者資格取得申出書
- ・任意継続被保険者被扶養者（異動）届
- ・任意継続被保険者資格喪失申出書
- ・任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届

